

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第156回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和7年6月13日（金）10時01分～10時22分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

藤井 威生（部会長）、相田 仁、浅川 秀之、武田 史子、田平 恵、  
林 秀弥

（以上6名）

（2）専門委員（敬称略）

関口 博正

（2）総務省

湯本総合通信基盤局長、大村電気通信事業部長、  
堀内基盤整備促進課長、大堀基盤整備促進課企画官、  
望月基盤整備促進課課長補佐

（3）審議会事務局

石井情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

（1）答申事項

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省  
令の一部改正省令について【諮問第3196号】

（2）諮問事項

基礎的電気通信役務支援業務規程の変更の認可について【諮問第3197号】

（3）報告事項

合算番号単価の修正について

## 開 会

○藤井部会長     それでは、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第156回を開催します。

このたび、互選により部会長を務めさせていただくことになりました藤井でございます。よろしくお願いいたします。皆様のお力添えをいただきながら進めてまいりたいと思います。

それでは、議事に入る前に当部会の新体制につきまして、こちら、事務局より御説明をお願いいたします。

○石井情報流通行政局総務課課長補佐     事務局の石井でございます。

委員改選によります電気通信事業部会の新体制について御説明いたします。

情報通信行政・郵政行政審議会委員の任期満了に伴う改選が本年5月17日に行われ、会長から当部会の所属委員の指名後、所属委員による部会長の互選が行われ、藤井委員が部会長に選任されました。

また、藤井部会長から、部会長代理として森委員が指名されております。新体制については4名の委員の交代があり、大谷委員、西村暢史委員、三友委員、山下委員が御退任され、新たに浅川委員、武田委員、田平委員、林委員が御就任されましたことを御報告させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○藤井部会長     ありがとうございます。本年度の体制について説明いただきました。よろしくお願いいたします。

本日はウェブ会議で開催しており、委員9名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにしてお名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いできればと思います。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は答申事項1件、諮問事項1件、報告事項1件でございます。

## 議 題

### (1) 答申事項

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正省令について【諮問第3196号】

○藤井部会長　初めに、諮問第3196号、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正省令について審議します。

本件は、4月23日水曜日の開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、4月24日木曜日から5月23日金曜日までの間、意見募集を実施いたしました。

それらの結果を踏まえ、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、ユニバーサルサービス委員会の関口主査より、委員会での検討結果について御報告いただきます。

それでは、関口主査、よろしくお願いいたします。

○関口ユニバーサルサービス委員会主査　ユニバーサルサービス委員会主査の関口でございます。

諮問第3196号、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正省令につきまして、ユニバーサルサービス委員会における調査の結果を御報告申し上げます。

本省令案につきましては、本年4月23日に開催された第155回の本部会において御審議いただいた翌日である4月24日から5月23日までの30日間、意見募集を行いましたが、御意見の提出はございませんでした。

意見募集の結果も含め、本省令案につきまして、5月27日から30日までの間、我々ユニバーサルサービス委員会において審議を行いました。この結果を取りまとめたものが、お手元の資料156-1の1ページ目の報告書でございます。

当委員会といたしましては、本省令案について下記1に記載のとおり、諮問のとおり改正することが適当と認められる旨、整理いたしました。

以上、御報告いたします。よろしくお願いいたします。

○藤井部会長　御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出いただければと思います。

皆様、何かございますかね。意見募集を行ったが、特に意見は出てこなかったというこ

とですので、こちらについてはよろしいですかね。

特に御意見なさそうですので、諮問第3196号につきましては、お手元の答申案どおり答申したいと思いますですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長     ありがとうございます。特に異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。

関口主査、ありがとうございました。

○関口ユニバーサルサービス委員会主査     どうもありがとうございました。

失礼します。

## (2) 諮問事項

基礎的電気通信役務支援業務規程の変更の認可について【諮問第3197号】

○藤井部会長     それでは、続きまして、諮問事項に移ります。諮問3197号、基礎的電気通信役務支援業務規程の変更の認可について、こちら、総務省から御説明をお願いします。

○望月基盤整備促進課課長補佐     総務省基盤整備促進課でございます。諮問第3197号について御説明申し上げます。資料の156-2を御覧ください。

本件は、基礎的電気通信役務の支援機関として総務大臣が指定しております一般社団法人電気通信事業者協会から提出されました支援業務規程の変更案につきまして、これを認可してよいか、お諮りするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目の諮問書を御覧ください。

電気通信事業法上、ユニバーサルサービスの交付金は、電話についてもブロードバンドについても基礎的電気通信役務支援機関がその額を算定し、総務大臣の認可を受けることとされています。支援機関におきましては、交付金の交付のほか、負担金の徴収などの支援業務を行うこととされておりまして、この支援業務の実施に当たりましては、支援業務規程を定めまして、総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

今般、一般社団法人電気通信事業者協会から令和7年6月3日付で支援業務規程の変更について認可の申請がございまして、これへの総務大臣の認可について、今般、電気通信事業法第169条第1号の規定により、諮問をするというものになっております。

次のページから、申請の概要とその審査の概要などを御説明申し上げます。1枚おめくりいただきまして、2ページ目の申請概要の最下段の括弧です。変更内容を御覧ください。

い。

今般の変更の申請は、主に本年4月1日にブロードバンドのユニバーサルサービスに係る交付金や負担金の算定方法を定めた省令が施行されまして、この具体的な条文が第何条という形で確定したことを受けまして、支援機関でそれを引用する形で支援業務規程を変更するといった内容となっております。

例えばですけれど、支援機関は電気通信事業法の規定に従いまして、ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金の額ですとか負担金の額を算定しますが、その算定方法を、施行された省令の条文を引用して追記するといった内容でしたり、あとは、これまで、支援機関における帳簿の備付けですとか役員の選解任の手続、こういった支援業務の実施に当たっての手続等が電話のユニバーサルサービスに係る省令に規定されていたところ、これらの規定を先ほど申し上げました本年4月1日に施行された省令によりまして電気通信事業法施行規則に移動いたしましたので、これを反映しましたり、あるいは、この規程の中の条ずれに伴う規定の整備を行ったりしております。具体的には本資料の7ページから27ページまで、大部になりますが新旧対照表を掲載してございますので、詳細の説明はここでは割愛をさせていただければと思います。

続きまして、こういった申請に対する総務省の審査の概要について、御説明を申し上げます。1枚おめくりいただきまして、3ページ目を御覧ください。

3ページ目から5ページ目にかけまして、事務局が行った審査の結果案を掲げてございます。電気通信事業法施行規則第40条の2の6に、支援機関が総務大臣の認可を受ける支援業務規程に定めるべき記載事項が列挙されております。今般の支援業務規程の変更ににつきましては、いずれも記載事項として適当であると認められますので、申請のとおり認可することが適当とさせていただいております。

具体的には、例えば今般の変更のうち、ブロードバンドのユニバーサルサービスの交付金の算定方法等の追記が審査事項の3、4、5に関係しますところ、その内容が交付金の算定方法を規定した省令に沿ったものとなっておりますことから、交付金の額及び負担金の額の算定方法に関する事項等として適当なものであると認められるということでございます。よって今般の申請につきましては、いずれも法令の規定に適合しており、申請のとおり認可することが適当であると考えられます。

事務局からの説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤井部会長      ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出いただければと思います。

コメント等、ございませんかね。

今回、ブロードバンドユニバに対応した形での改定ということだと思いますので、特に問題ないようでしたらこのままお認めすることにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○藤井部会長　特に御意見ございませんようですので、諮問第3197号につきまして、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申したいと思います。これについて問題ないかと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○藤井部会長　特に異議はなさそうですので、それでは、案のとおり答申したいと思います。ありがとうございます。

### （３）報告事項

#### 合算番号単価の修正について

○藤井部会長　そうしましたら、次に、報告事項に移ります。合算番号単価の修正についてということで、こちら、総務省から説明をお願いいたします。

○望月基盤整備促進課課長補佐　引き続き、総務省基盤整備促進課でございます。

では、資料の156-3を御覧ください。合算番号単価の修正について、御報告を申し上げます。

本件は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金制度、いわゆる電話のユニバーサルサービス制度につきまして、基礎的電気通信役務支援機関でございます一般社団法人電気通信事業者協会から、平成18年の総務省告示第429号の規定に基づきまして、月ごとに対象事業者から徴収する負担金の額を算定するために用いております番号単価を修正する旨の通知がございましたので、その内容を報告させていただくものです。支援機関からの通知は別添にございますので、後ほど御覧いただければと思います。私からは、この通知の概要を御説明させていただければと思っております。

では、表紙をおめくりいただきまして、1ページ目に今回の通知の概要をまとめてございます。こちらに沿って説明をし、報告とさせていただければと思っております。

まず、冒頭にございますとおり、本年4月22日付で基礎的電気通信役務支援機関から総務大臣宛て、「番号単価告示」の規定に基づきまして、番号単価を算定した結果として、現行の2円を、本年10月徴収分から3円に修正するとの通知がございました。

内容について、御説明させていただきます。まず、現行の２円でございますが、資料の黒丸と申し上げればいいか、白丸と申し上げればいいか、一番上の塗りつぶされている①を御覧いただければと思いますが、これは支援機関が、昨年９月、令和７年度の第一種交付金の額及び交付方法、並びに第一種負担金の額及び徴収方法について、認可申請をした際に算定をしたものになってございます。

具体的には、昨年の１１月２０日に当審議会の御答申を受けまして総務大臣が認可を行った額で、この分子の上にある、令和７年度中に徴収すべき第一種負担金の総額を、認可申請時点における算定対象となる電気通信番号数の予測値の総数で割り算をして計算しております。

具体的な値は約２．４２円、これを整数未満を四捨五入いたしまして２円ということになってございました。その後、この②にございますとおり、先ほど御紹介した番号単価告示に基づきまして、例年どおりでございますが、本年の４月に支援機関が電気通信番号数の予測値を更新いたしました。更新しましたところ、先ほどの①で申し上げた２円という番号単価を継続した場合に、今後、令和７年度中に徴収すべき第一種負担金の総額に達する時期が、令和７年度を越えて令和８年６月になるとの見込みであるということになりました。そこで、番号単価告示に基づきまして、①の番号単価を修正する必要があるでございますので、支援機関が次の③に記載のとおり計算を行った、この結果について、通知があったということになってございます。

③についてですが、具体的には、まず、令和７年度中に徴収すべき第一種負担金の総額、これは先ほどの認可を我々のほうで御答申を受けてした額から、新しく更新された予測値に基づきまして、番号単価を２円のまま用いて算定する令和７年の４月から９月までの半年で徴収できると見込まれる第一種負担金の額を引き算します。これを、先ほどと同じですが、予測値を更新した後の数値を用いて、令和７年の１０月から令和８年の３月までの算定対象となる電気通信番号数の予測値の総数で割り算をするという方法になります。

具体的な値は約２．８５円で、これを整数未満四捨五入いたしまして、３円ということになってございます。支援機関では、本年１０月以降に対象事業者から徴収する負担金の額について、今後はこの３円を対象事業者の毎月末の算定対象となる電気通信番号数に掛け算をして、それぞれ負担金の額を算定するということになります。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○藤井部会長      ありがとうございます。

そうしましたら、ただいまの御説明について、御意見、御質問ございましたら、チャッ

ト機能にてお申し出ください。どうですかね。

皆さんからないので、ちょっと私から1点、お伺いしたいと思いますが、今回、①は昨年の段階で1年分の今年度の分も予測したところ、このたび今年の初めの段階で9月分までの予測値を基に計算し直すと負担金が足りなくなるので、その分だけ金額を増やすというところかと思います。その認識で正しいのかというところを確認できればと思います。また、この番号数が年間と今回の半期で違っているのは、月ごとの値を累積値として計算していると思えばいいのかというところを教えてくださいできればと思います。

○望月基盤整備促進課課長補佐     ご認識は、そのとおりです。番号数は、これも番号単価告示に規定はされているのですが、月ごとに、支援機関で、令和7年の4月はどのぐらい、令和7年の5月はどのぐらいという予測を立ててございまして、それに基づきまして、令和6年9月のときに12か月分の予測をしていたものが、半年の実績が加わりましたので、半年分の実績を反映して予測値を更新をしていくという形になってございます。

なので、例えば①の29.5ですとか、③の14.7という内訳としては、それぞれ特定の何年何月分の予測値というものが、上は12か月分、上というのは①です、③は6か月分、積み重なる、足されて合計がこの数字になっていると思っていただければと思います。

○藤井部会長     承知しました。よく分かりました。ありがとうございます。

ほか、皆様方から何かございますか。特によろしいですかね。

御説明ありがとうございました。

○藤井部会長     以上で本日の審議は終了いたしました。

委員の皆様から何かございましたら、この段階でお受けしたいと思いますが、何かございますでしょうか。よろしいですかね。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○石井情報流通行政局総務課課長補佐     事務局からです。次回の電気通信事業部会は、別途御連絡を差し上げますので、皆様方よろしくお願いいたします。

以上になります。

○藤井部会長     ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了したいと思います。本日は御参加いただきまして、ありがとうございました。

閉     会